重要事項説明書

厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供 に関し利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所の概要等

(1) 名称等

事業所名	焼津市医師会居宅介護支援事業所
所在地	425-0036 焼津市西小川5丁目6番地の3
電話番号	$0\ 5\ 4-6\ 2\ 0-8\ 2\ 7\ 7$
事業者名	一般社団法人焼津市医師会
代表者職	会 長
代表者氏名	前田 津紀夫
管理者氏名	亀澤 三枝子
介護保険事業所番号	2275100051
指定年月日	平成11年8月1日
サービスを提供する 通常の実施地域	焼津市

(2) 職員の概要

令和6年4月1日現在

職種	職員数	勤務形態 有資格の内容
管理者	1人	常勤兼務介護福祉士
(主任介護支援専門員)		
介護支援専門員	6人	常 勤 専任 3人 介護福祉士、看護師
		非常勤 専任 3人 介護福祉士、社会福祉士、
		理学療法士

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日~金曜日 午前9時~午後5時30分

土曜日 午前9時~正午

但し、国民の祝日及び8月13日~15日、12月29日~1月3日を除く 営業時間については、24時間体制を確保しており、必要に応じて緊急時・ 相談等対応いたします。 (連絡先 620-8277)

2 居宅介護支援の概要

- (1) 居宅介護支援の内容
 - 1. 要介護認定等の申請代行について 利用者の要介護認定等に係る申請について利用者の意思を確認した上で申請の代行等 必要な援助を行います。
 - 2. 居宅サービス計画の作成について

利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望を考えて最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成します。

尚、利用者は、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求める事ができます。 又、当該事業所をケアプランに位置づけた理由についても説明を求める事ができます。 この指定居宅介護支援の提供に当たっては、ケアマネジメントの公正中立性の確保を 図る観点から、以下の資料を提示します。(別紙1)

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合
- 3. 居宅サービス計画作成後の管理について 計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅 サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 4. サービス事業者との連絡調整について サービス担当者会議、電話、FAX又はメールにて連絡調整
- 5. 介護保険施設への紹介について 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介 その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

1. 要介護認定前(要介護更新申請・区分変更等)に居宅介護支援の提供が行われる 場合について

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて居宅介護サービスの提供を希望される場合には、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行います。

- 2. サービス提供困難時の対応について 事業者内にて対応、事業者内にて困難な場合は他の事業者を紹介します。
- 3. サービスの質の向上の為の方策 居宅介護支援に関する研修及び事例検討等による勉強会を定期的に行います。
- 4. 介護支援専門員を変更する場合の対応 管理者または当事業者事務局にて対応します。

5. プライバシーの遵守

支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。

- 6. 緊急時及び事故発生時の対応について 担当介護支援専門員又は、管理者及び事業者事務局が担当します。
- 7. 感染症対策の強化

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じるものとします。

- ①事業所内における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を 定期的に開催するとともに、その結果について事業所の職員に周知徹底する。
- ② 感染症対策に係る指針を整備する。
- ③事業所の職員に対し、感染症対策に関する研修・訓練を定期的に実施する。
- 8. 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると ともに、その結果について、事業所の職員に周知徹底する。
- ②虐待の防止に係る指針を整備する。
- ③事業所の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 9. 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

10. ハラスメント(相手に不快感を与える嫌がらせ行為)の防止について

事業者は、継続的かつ適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、ハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。なお、利用者及びその家族から職員に対して、次に掲げる就業環境を害する著しい迷惑行為(背信行為)があった場合は、契約を解約する場合があります。

- ①身体的暴力 身体的な力を使って、危害を及ぼす行為
- ②精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする 行為
- ③セクシャルハラスメント 意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ④その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、誹謗中傷、悪質なクレーム (理不尽な苦情)等の不当な行為

3 利用料金(別紙2)

(1) 利用料 原則として利用者には利用料を請求しません。

ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載(利用者が保険料を滞納している ため、サービスを償還払いとする旨の記載)があったときは、1ヶ月につき要介護度 に応じた金額をいただきます。

この場合、当事業者で指定居宅介護支援提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、焼津市の窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

(2) 担当利用者数

介護支援専門員の1人当たりの担当者数については、国の人員基準に従い原則1人あたり44名を標準としております。

(3) 支払方法

利用者が当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。

4 サービスの終了について

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

ア	契約後、介護サービス計画作成段階途中で、 利用者の申し出により解約した場合	利用料金(別紙)に準じた 解約料
イ	市町村への介護サービス計画の届出終了 後に解約した場合	解約料はかかりません。
ウ	その他解約により当事業者に不測の損害を 生じさせる場合	利用料金(別紙)に準じた 解約料

この他、当事業者は、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

(2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了 1_{f} 月前までに文書で利用者に通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を利用者に提供いたします。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

- ア 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
- イ 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)・要支援1.2と認定された場合
- ウ 利用者が亡くなった場合

5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、要介護認定等に関する不服など、お気軽に御相談ください。

尚、当事業者で解決する事が困難な問題については、市町村及び国保連合会と連携をとり 対応いたします。 担当亀澤三枝子電話054-620-8277

(御利用時間 午前9時~午後5時30分)

焼津市 健康福祉部 介護保険課電 話 054-626-1159

国保連合会(静岡県国民健康保険団体連合会) 〒420-8558

静岡市葵区春日2-4-34

電 話 054-253-5590

6 個人情報について

(1) 個人情報保護方針

以下の個人情報保護方針を定め、役員及び職員一同この方針に従い、個人情報の適 正な取り扱い、管理に努めていきます。

1. 個人情報の取得・利用・提供

当事業者がご利用者から個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示し、必要な範囲で公正かつ適切な方法にて、個人情報の取得・利用・提供を行います。 当事業者は、法令に定められている場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、個人情報の第三者提供を行いません。

2. 個人情報の適正管理

当事業者がご利用者から取得した個人情報は、安全かつ正確に管理し、これに対する不正アクセス、紛失、改ざん、および漏洩等の防止に努め、その予防に努めます。業務を外部に委託し個人情報を預託する場合は、当事業所の厳正な管理での下で行います。

法令・規範の遵守

当事業者は、個人情報の取り扱いにおいて、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を厳守します。

4. 教育の実施及び継続的な改善

当事業者は、個人情報保護に関する規定を定め、役員及び職員に適切な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適切な取扱を周知・徹底し、継続的改善を行います。

- (2) 個人情報の利用目的
 - 1. 利用者へ適切な医療・介護サービスを提供するため
 - 2. 医療・介護保険事務を行うため
 - 3. 利用者に係る管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - ①会計·経理
 - ②事故等の報告
 - ③医療・介護サービスの質の向上
 - 4. 当事業者が提供する医療・介護サービス関連業務のうち、以下の業務を行う為
 - ①診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
 - ②医療機関との連携(紹介状、居宅療養管理指導等)
 - ③利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅支援事業所等 の連携(サービス担当者会議等)
 - ④利用者の診察に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ⑤情報システム運用、保守業務の委託等
 - ⑥家族等への病状並びに心身の状況説明

- 5. 医療・介護保険事務に係る情報提供
 - ①利用料事務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 6. 当事業者の管理運営業務のうち、以下の業務をおこなうため
 - ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
 - ②当事業者において行われる学生の実習への協力
 - ③当事業者内において行われる事例検討
- 7. 他の事業者等への情報提供を伴う事例
 - ①外部監査機関への情報提供
 - ②関係法令等の基づく行政機関等への報告
 - ③研修等に係わる情報提供

居宅介護支援の内容

指定居宅介護支援の提供に当たっては、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下の資料を提示します。

期間:令和6年9月1日~令和7年2月28日

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス内容	割合
訪問介護	18.03%
通所介護	41.35%
地域密着型通所介護	11.70%
福祉用具貸与	66.25%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

サービス内容	順位	事業所名	割合
	1	焼津市医師会ヘルパーステーション	51.76%
訪問介護	2	ニチイケアセンター焼津	21.93%
	3	高麓訪問介護ステイション	7.90%
	1	シンシア焼津西デイサービス	14.92%
通所介護	2	特別養護老人ホーム高麓	13.77%
	3	シンシア焼津デイサービス	8.61%
 地域密着型	1	デイサービス百の木与惣次	27.71%
通所介護	2	デイサービス海の子	16.22%
地/八八 曖	3	リビングケアゆうしん三ケ名	13.52%
	1	ヤマシタ	21.25%
福祉用具貸与	2	介護ショップひまわり	18.86%
	3	ベルメディカルケア	16.71%

利用料金

1. 通常利用する単位数

基本	単位数	金	額
居宅介護支援費 (I-i) 要介護 1·2	1, 507		15, 386
居宅介護支援費 (I-i) 要介護 3·4·5	1,832		18, 704

- *特定事業所加算(Ⅱ) (421単位) が加算されています
- *焼津市の地域区分の単位数(10.21)を乗じた金額が料金となっています。

2. 加算する場合がある項目及び単位数

加算項目	単位数	金	額
初回加算	300		3, 063
入院時情報連携加算 (I)	250		2, 552
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200		2, 042
退院・退所加算 (Ⅰ)イ	450		4, 594
退院·退所加算 (I)口	600		6, 126
退院・退所加算 (Ⅱ)イ	600		6, 126
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750		7, 657
退院·退所加算 (Ⅲ)	900		9, 189
ターミナルケアマネジメント加算	400		4, 084
緊急時等居宅カンファレンス加算	200		2, 042
通院時情報連携加算	50		510

^{*}各々の加算においては基準があり、それを満たしている場合のみ加算されます。

事 業 者

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項及び個人情報の利用 目的について説明しました。

所在地	焼津市西小川5丁目6番地の3	
事業者	一般社団法人焼津市医師会	
事業所	焼津市医師会居宅介護支援事業所	
説明者		印

利 用 者

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け、同意致します。 居宅サービス計画を作成する為に、サービス担当者会議等において私又は家族の個 人情報を用いることについて同意します。

又、個人情報の利用目的説明を受け、私又は家族の個人情報に用いることについても同意します。

	住所						
	氏名						<u> </u>
		(自治会	町内会	組)	(避難場所)
家	族						
	住所						
	氏名						印
代	理 人	(代理	見人を選任 し	」た場合)			
	住所						
	氏名						印
緊	急連絡先	i					
	氏名			(続柄)	TEL	
	氏名			(続柄)	TEL	